

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
欠席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成31年1月21日（月） 午後3時30分から午前3時59分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 2-1、2-2 会議室</p> <p>3. 出席委員（13人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 2人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>5. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午後3時30分）</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、平成31年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

事務局長	<p>会長さん宜しく申し上げます。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 9番 服部 鉄男 委員 議席番号10番 吉川 靖雄 委員</p> <p>を指名しますので宜しく申し上げます。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件 議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・1件 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・20件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・8件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・1件 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・・・2件 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・4件 5. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件</p> <p>報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・19件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件</p>
会長	<p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》(1番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第28号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は自営で建築・解体業を営んでおります。現在は自宅のある住所地にて建築資材並びに建設用の重機や足場などを保管しておりますが、面積も狭く効率が悪い為、今般の申請にて自分が所有する農地を資材置場として利用し、作業効率を向上させる計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

<p>会長</p>	<p>続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、東京都に本社を置き、コンビニエンスストアを全国に展開しています。この地域は、道路交通網に恵まれており、交通量も多いためドライバーの皆様喜んでいただける施設として出店を計画しました。またコンビニ予定地の周辺には既存の集落も多く、今般の申請にて、地域の皆様にもご利用いただける施設としてコンビニエンスストアを建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成10年頃から愛西市で自動車解体業と輸出業を営んでいます。これまでは、中古自動車を解体し、部品として専用コンテナに詰めて輸出しておりましたが、近年、解体することなく中古車としてそのまま輸出する注文が多く、オークション会場で落札した中古車を平置きで保管する場所が大変不足して、困っています。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市のトマト農家です。現在使用している農業用倉庫及び作業場が老朽化し、また近年、トマトの出荷量も増加しており大変手狭なため、今般の申請にて自宅の隣接地に新たに農業用倉庫及び作業場を建築し、出荷の作業効率を上げる計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成21年に会社を設立し、愛西市で自動車解体業と輸出業を営んでいます。これまでは、中古自動車を解体し、部品として専用コンテナに詰めて輸出しておりましたが、近年、解体することなく中古車としてそのまま輸出する注文が多く、オークション会場で落札した中古車を平置きで保管する場所が大変不足しています。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて夫婦と子ども、父の5人で生活しております。申請者は、会社に勤務しながら農業も行っており、家族の自家用車と農業用車両の合わせて5台を自宅の敷地内に駐車しています。しかし、車で外出する際に敷地の出入り口が狭いため車両を入れ替える必要があり、そのたびに路上駐車をして、近隣に迷惑をかけている状態です。今般の申請にて、自宅に隣接する申請地を買い受け、庭敷地を拡張し、自宅内で車両の入れ替えが行えるようにする計画です。</p>

事務局	<p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和60年から愛西市で金属加工用潤滑油の製造販売業を営んでいます。業績も順調であり、現在、新工場を建設中です。自社工場で製造した潤滑油を全長12mを超える大型トレーラーに積み込んで出荷していますが、大型トレーラーは1台しか工場に入れられないため、他のトレーラーは路上で待機させて対応しており、通行の迷惑になっている状況です。今般の申請にて、工場の隣接地を買い受け、大型トレーラーの待機所及び転回場、従業員の駐車場として利用する計画です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われれます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第31号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から20番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第10号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から20番、全体筆数67筆、面積は57,516㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は32筆、27,721㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入人は7名の方々に、合計35筆、面積は29,795㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻でございます。公告年月日は平成31年1月31日、契約開始年月日は平成31年2月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p>

<p>会長</p>	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由を朗読説明)以上、2件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から19番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明)以上、19件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午後3時59分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成31年1月21日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 9番委員 服部鉄男

議事録署名者

議席番号 10番委員 吉川靖雄